

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 4月 1日～令和7年 3月31日までの5年間

### 2. 内容

#### 目標1：(次世代法)

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を7%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

#### <対策>

- 令和2年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 令和2年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

#### 目標2：(女性活躍推進法)

技術・技能職の女性を1名以上採用することを目標とする。

#### <対策>

- 令和2年4月～ 高校、大学等の教育機関へパンフレット等の配布
- 令和2年4月～ 女性対象の企業説明会へ積極的に参加